

○大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則

平成 23 年 3 月 22 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成 23 年条例第 1 号）

第 14 条第 1 項の規定に基づき、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(平成 23 規則 44・令 2 規則 32・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 44 号）抄

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。